－給与所得者の場合
平成19年1月から給料から差引になる所得税が下がる一方，平成19年6月からの住民税が上がります。

—個人事業主（農業•自営業）の場合
平成19年6月から住民税の税率が変更されます。その一方で平成20年2月からの確定申告では，所得税 が減額され，合計負担額は基本的には同じになります。

※上記のとおり，ほとんどの人の所得税が減り，住民税の負担が増える事態が予想されますが，増額幅と，減額幅が等しくなる事から同一条件下での税負担は変わりません。
※平成20年2月の確定申告から定率減税が廃止されますので，前年度との比較では，実質税負担は増える ことになります。

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。地方公共団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており，その仕組みは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした

そのため，地方公共団体が自主的に財源の確保を行い，住民にとって真に必要な行政サービ スを自らの責任で効率的に行えるよう国税から地方税へ，税そのものの形で3兆円の税源移譲 をすることになりました。

## —町県民税所得割税变変更

すでに広報などでもお知らせしていますので，ご存じかもしれませんが，平成19年度分から町県民税所得割の税率が下図のとおり変更されます。


## 税負担について

これに伴い，所得税についても変更が行われました。
町県民税の税率が増えたところでは，所得税率が減り，町県民税の税率が減ったところでは，所得税率が増えることにより，負担割合は平成19年度と，平成18年度とで大きく変化が生じないように調整されます。


平成17年1月1日現在，65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた人）で，前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は，平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが，年柃に関わらず公平に負担を分かちち合うという観点から，この措置が平成18年度から廃止され，現役世代と同様の制度 が適用されています。ただし，急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。


